



令和 7 年度 江戸川区公契約条例 労働環境等の確保に係る 実施手続の手引き

令和 7 年 4 月
江戸川区総務部契約課

目次

1	条例改正の経緯	1
2	用語の定義	2
3	労働環境等の確保に係る実施手続の概要	3
4	条例の適用範囲	8
5	適用労働者等の範囲	9
6	労働報酬下限額	10
7	労働者等に支払う報酬	11
8	契約書の作成	14
9	受注関係者との契約	14
10	連帯責任	14
11	労働環境等確認報告書の作成及び提出	15
12	労働者等への周知	16
13	労働者等の申出	16
14	調査及び是正措置	17
15	不適切な労働環境等に対する措置	17

< 資料 >

資料1	条例適用となる案件の流れ	19
資料2	労働環境等確認報告書記載例	21
資料3	履行報告書について	29
資料4 - 1	江戸川区公契約条例に関するお知らせ（作業場掲示用）	30
資料4 - 2 ~ 4	江戸川区公契約条例に関するお知らせ（配布用）	32
資料5	労働報酬に係る申出書	36
資料6	労働報酬に係る申出に対する報告請求書	37
資料7	労働報酬に係る申出に対する報告書	38
資料8	立入調査通知書	39
資料9	是正措置を求める通知書	40
資料10	是正措置報告書	41

< 条例・規則等 >

江戸川区公契約条例	42
江戸川区公契約条例施行規則	53
江戸川区労働報酬等審議会運営要綱	61
江戸川区公契約条例に基づく労働環境等の確認に関する特記事項	62

< その他 >

令和7年度労働報酬下限額	65
--------------	----

1 条例改正の経緯

江戸川区（以下「区」という。）では、平成２２年４月に「江戸川区公共調達基本条例」を制定し、公共調達における基本理念を定めるとともに、公共調達過程に関する施策の基本となる事項や特定公共事業の実施手続等を定め、公共調達における透明性・公正性・競争性の確保を図りながら、公共調達の適正な履行と良好な品質を確保することにより、区民の福祉の増進と地域社会の健全な発展に努めてきました。

現在区では、国連が掲げる持続可能な開発目標「SDGs」の達成への取組を推進しています。SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、区が目指す「多様性のあるすべての人々が安心して自分らしく暮らせる共生社会」と目標を同じくするものです。

一方で、現下の新型コロナウイルス感染症の影響により景気は厳しく、かつ、不透明な状況が続く中であって、区が目指す共生社会やSDGsの理念を踏まえると、労働者の賃金水準等を含めた労働環境（以下「労働環境等」という。）の確保に関する取組が求められていると考え、区では令和２年１０月から公共調達基本条例に労働報酬下限額の設定をはじめとした労働環境等の確保に係る実施手続の規定を追加する検討を始めました。令和２年１２月から令和３年１月にかけて行った、区民等からの意見募集で寄せられた様々なご意見等を参考に検討を進め、条例改正案を令和３年第２回江戸川区議会定例会に上程しました。

条例改正案は令和３年６月２２日の本会議にて可決、同６月３０日公布、令和３年１０月１日に施行されることとなりました。

なお、条例改正にあたり、条例の名称を一般に広く知られている「公契約」という言葉を用い、「江戸川区公契約条例」に改めます。

2 用語の定義

この手引きにおける用語の定義は、以下のとおりです。

公契約	区が締結する下記の契約（協定） 工事請負契約、業務委託契約等の全ての契約 指定管理者との公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）
受注者	区と公契約を締結する者
受注関係者	受注者その他区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（下請事業者等） 労働者派遣契約に基づき、労働者を受注者又は下請事業者等に派遣する者
受注者等	受注者又は受注関係者
労働者等	受注者等に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働者 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者等との公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）
報酬	公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。 労働者等がその雇用する者から得る賃金 自らの労務の対価を得るため、区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者が当該請負契約又は業務委託契約により得る収入
労働報酬下限額	公共工事設計労務単価、区職員の給与などを勘案し、江戸川区労働報酬等審議会の答申を踏まえ区が定めた、労働者等へ支払う報酬の下限額をいう。

3 労働環境等の確保に係る実施手続の概要

江戸川区公契約条例における労働環境等の確保に係る実施手続の概要は、以下のとおりです。

条 項	主な内容
目的 (第1条)	公契約について基本理念を定め、区及び事業者の責務並びに区民の役割を明らかにし、公契約に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、公契約に係る業務に従事する労働者等の賃金水準等を含めた適正な労働環境（以下「労働環境等」という。）を確保するための実施手続、江戸川区労働報酬等審議会の設置について定めることにより、公契約の公正かつ適切な運用を推進し、区民の福祉の増進及び地域社会の健全な発展に寄与すること。
適用範囲 (第20条)	条例第21条から第29条の規定が適用される公契約の範囲 予定価格（税込）が1億8,000万円以上の工事請負契約 予定価格（税込）が4,000万円以上の業務委託契約 指定管理協定
基本理念 (第3条)	公契約は、その公契約過程の全体を通じて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 区民の福祉の増進に資することを目標とすること。 事業者間の公正な競争が促進されるとともに、地域社会への貢献、地域経済の活性化及び地域環境の創造への配慮をすること。 区内の事業者の受注の機会を確保するよう努めること。 労働環境等の確保により雇用の安定への配慮をすること。 性別、性的指向、性自認、国籍、障害等といった多様性への配慮をすること。 公平性及び公正性を貫き、その透明性を確保し、不正行為は徹底して排除すること。
区の責務 (第5条)	公契約過程の適切な運営・管理のための施策を策定し、それらを実施すること。
受注者等の責務 (第6条の2)	公契約に関わる者としての社会的責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、労働者等の労働環境等の確保及び区の施策への協力に努めること。

労働報酬下限額 (第21条)	区長は、江戸川区労働報酬等審議会の意見を聴き、労働報酬下限額を定める。 区長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを公告する。
公契約に定める事項 (第22条)	受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならないこと。 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬の額が、労働報酬下限額未満の場合、受注関係者と連帯して、その差額を支払わなければならないこと。 受注者は、労働環境等を確認するための書面を作成し、区長へ報告すること。 受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務を実施する場所の見やすい箇所に掲示又は書面の交付等により、労働者等に周知しなければならないこと。 ア この条例の適用を受ける労働者等の範囲 イ 労働報酬下限額 ウ 第23条の規定による申出をする場合の申出先 エ 第23条の規定による申出をした労働者等への不利益な取扱いの禁止 受注者は、第25条第1項による報告、資料の提出、立入調査に応じなければならないこと。 受注者は、受注関係者との契約において、次に掲げる事項を定めること。 ア 労働者等に対して、労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならないこと。 イ 第25条第2項による調査等の協力に努めること。
労働者等の申出 (第23条)	労働者等は、公契約に係る業務の報酬が支払われない場合や支払われた報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合、その他条例違反の疑いがある場合は、区長又は受注者等に申し出ることができる。
不利益な取扱いの禁止 (第24条)	受注者等は、労働者等から第23条の申出があった場合は、誠実に対応し、申出をしたことを理由に、解雇、その他不利益な取扱いをしてはならない。

報告の要求等及び立入調査 (第25条)	区長は、労働者等から第23条の申出があったときその他条例に定める事項を確認するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告や資料の提出を求め、職員に受注者の事業所等に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。 区長は、必要があると認める場合は、受注関係者に対し、必要な調査の協力を求めることができる。 立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではない。
是正措置 (第26条)	区長は、第25条の規定による報告、資料の提出、立入調査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対し是正を講ずることを求める。 受注者は、この是正措置を求められた場合は、速やかに是正措置を講じ、講じた措置の内容を区長に報告しなければならない。
公契約の解除 (第27条)	区は、受注者が次のいずれかに該当する場合は、公契約を解除することができる。 第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対し答弁しないとき。 第26条第1項に規定する措置を正当な理由なく講じないとき又は同条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。
公表 (第28条)	区は、第27条の規定に基づき公契約を解除したときは、その旨を公表する。
損害賠償 (第29条)	区は、受注者に対し、公契約の解除により生じた損害の賠償を請求することができる。また、公契約の解除により受注者等に生じた損害を賠償する責任を負わない。
江戸川区労働報酬等審議会 (第39条～42条)	労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項について調査審議する、区長の附属機関。 審議会は、委員6名以内で構成(学識経験者、事業者、労働者)委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

江戸川区公契約条例施行規則の概要は、以下のとおりです。

条 項	主な内容
趣旨 (第1条)	江戸川区公契約条例の施行に関し必要な事項を定める。
労働環境等の報告 (第3条)	受注者は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を区長に提出する。 ア 工事請負契約を締結したとき・・・労働環境等確認報告書(工事)(規則様式)を提出する。 イ 業務委託契約又は指定管理協定を締結したとき・・・労働環境等確認報告書(委託・指定管理協定)(規則様式)を提出する。 受注者は、報告の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の書面を区長に提出する。 区長は、受注者から書面の提出があったときは、その内容を確認し、契約書等とともに当該書面を保存する。
身分証明書 (第4条)	条例第25条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書(規則様式)とする。
公表 (第5条)	条例第28条の規定により公表する事項は、以下のとおり。 公契約の件名、契約締結日 受注者等の名称、代表者職氏名、事務所の所在地 公契約の解除理由、解除年月日 その他区長が必要と認める事項

江戸川区労働報酬等審議会運営要綱の概要は、以下のとおりです。

条 項	主な内容
趣旨 (第1条)	江戸川区労働報酬等審議会の運営に関し必要な事項を定める。
所掌事項 (第3条)	次に掲げる事項について、区長の諮問に応じて調査審議し、答申する。 条例第21条の規定による労働報酬下限額 その他区長が必要と認める事項
委員の数 (第4条)	次に掲げるもので構成する。 学識経験者 2名以内 事業者 2名以内 労働者 2名以内
会議の公開等 (第5条)	会議は非公開とする。ただし、議事の要旨については、速やかに公表する。 諮問に対する答申をしたときは、その答申の内容を公表する。

4 条例の適用範囲

労働報酬下限額以上の支払いや労働環境等の確認が必要となる契約及び指定管理協定（以下「適用契約」という。）は以下のとおりです。

種類	適用範囲
工事請負契約	予定価格が1億8,000万円以上
業務委託契約	予定価格が4,000万円以上
指定管理協定	全て

- 1 予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額です。
- 2 契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）に関わらず適用となります。
- 3 適用契約は、条例第21条から第29条の規定が適用されます。
- 4 上記の契約（協定）は、適用契約である旨を入札公告、指名通知書、公募型プロポーザル募集要領等に記載し、事業者へ通知します。事業者は適用契約であることを確認した上で、参加することになります。
- 5 受注者は、業務の一部を受注関係者に請け負わせる場合は、適用契約であることを受注関係者に周知する必要があります。ただし、労働環境等確認報告書の提出義務は受注者のみとし、受注関係者は提出不要です。
- 6 受注者は、次の事項を業務が行われる作業場等見やすい箇所に掲示するか、労働者等に周知カード等を直接交付してください。

労働者等の範囲

労働報酬下限額

申出をする場合の申出先

申出をしたことを理由に、解雇、その他不利益な取扱いを受けないこと。

5 適用労働者等の範囲

1. 区が定める労働報酬下限額以上の報酬の支払いが適用される労働者等は、次のとおりです。

(1)	適用契約の受注者等に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者 （正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者など雇用形態は問わない）
(2)	自らが提供する役務の対価を得るため、受注者等との請負契約又は業務委託契約により適用となる契約に係る業務に従事する者 （いわゆる一人親方）

2. 次に掲げる者は、条例の適用範囲の規定を受ける労働者等に該当しません。

(1)	同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人
(2)	労働基準法第 9 条に規定する労働者でない者 （ボランティア、会社役員等）
(3)	最低賃金法第 7 条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者 （使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る）
(4)	適用契約に係る業務に直接従事しない者 （事務員、材料の製造に従事する者等）
(5)	工事請負契約の場合の現場代理人、主任技術者、監理技術者等の現場技術者
(6)	適用契約に係る業務に従事した時間が 1 か月あたり 30 分未満の者

6 労働報酬下限額

労働報酬下限額とは、適用契約の受注者等が労働者等に対して支払わなければならない報酬の下限となる1日又は1時間当たりの額です。

労働報酬下限額は、江戸川区労働報酬等審議会の意見を聴いたうえで、区長が定め、公告します。

公契約の種類	労働者等の区分	参考とする金額
工事請負契約	熟練労働者・一人親方	公共工事設計労務単価の金額
	熟練労働者・一人親方以外の労働者	
業務委託契約	業務に従事する労働者	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月江戸川区条例第七号）第十九条第一項に規定する報酬の額
指定管理協定		

- 1 公共工事設計労務単価とは、公共工事の積算に用いる単価（所定労働時間8時間当たりの単価）で、農林水産省及び国土交通省が、毎年、公共工事に従事する労働者の都道府県別賃金を職種（51職種）ごとに調査し、その調査結果に基づき決定するものです。
- 2 従事する労働者を51職種のどの職種に該当させたらよいかは、「公共事業労務費調査の手引き（公共事業労務費調査連絡協議会）」に記載されている調査対象職種の定義・作業内容を参考にしてください。
- 3 熟練労働者・一人親方以外の労働者とは、次に掲げる者をいいます。
 ア 労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者
 イ 年金等の受給のために賃金を調整している労働者
- 4 長期継続契約の場合、又は指定管理協定の場合は、契約を締結する年度の労働報酬下限額を適用します。

7 労働者等に支払う報酬

適用契約の受注者等が労働者等に支払う報酬の総額のうち、次に掲げる手当等の合計額を1日当たり又は1時間当たりの報酬に換算した額が、労働報酬下限額以上となっている必要があります。

1 工事請負契約の場合

(1) 算定対象となる報酬

労働者等の区分	対象とするもの (1)	対象から除くもの
労働基準法第9条に規定する労働者であって熟練労働者	基本給相当額 基本給、出来高給 基準内手当 家族手当(扶養手当)、通勤手当、都区手当(地域手当)、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当等 臨時の給与 賞与(期末手当、勤勉手当)、その他の臨時の賃金等	特殊な労働に対する手当 見込んでいる通常の作業条件又は作業内容を超えた特殊な労働に対して支払った手当 割増賃金の代替としての手当 時間外、休日又は深夜の割増賃金の代替として支払った手当 休業手当 仕事が無いために労働者等を休業させた場合に支払った手当 (ただし、悪天候等の不可抗力による休業に対する手当は基準内手当となります。) 本来は経費に当たる手当 労働者等個人持ちの工具・車両の損料、労働者等個人が負担した旅費、携帯電話手当等、本来は賃金ではなく経費の負担に該当する手当
熟練労働者以外の労働者	実物給与 (2) 通勤用定期の支給、食事の支給等	
請負契約におけるいわゆる一人親方	受注者等との請負契約における請負代金(請負代金はその業務に係る作業の出来高に応じて支払われるときは、その額) 消費税及び地方消費税相当額を除く	調達した資材や持ち込んだ機械等に係る経費

- 各手当は公共工事設計労務単価に準じているため、詳細は公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」を参考としてください。
- 実物給与は、就業規則などで支払規定があるものに限られます。

(2) 報酬の算定方法

公共工事設計労務単価に含まれる手当等の合計額となります。

【公共工事設計労務単価に含まれる手当等】

$$\text{報酬} = \left(\frac{\text{基本給相当額} + \text{基準内手当}}{\text{所定労働時間 8 時間当たり}} + \frac{\text{実物給与} + \text{臨時の給与}}{\text{所定労働日数 1 日当たり}} \right)$$

2 業務委託契約・指定管理協定の場合

(1) 算定対象となる報酬

適用契約の種類 及び労働者	対象とするもの	対象から除くもの
業務委託契約に おける労働者	下記の報酬のうち、適用契約にお いて従事した業務に係る部分 基本給相当額 基本給 諸手当 職務手当、現場手当、技能手当等	臨時の給与 臨時に支払われる賃金（結婚手当など） 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃 金（賞与など） 時間外割増賃金 所定労働時間を超える時間に労働に対し て支払われる賃金 休日割増賃金 所定労働日以外の日に労働に対して支払 われる賃金 深夜割増手当 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働 に対して支払われる賃金のうち、通常の 労働時間の賃金の計算額を超える部分 その他手当 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
指定管理協定に おける労働者		

上記の手当等は、最低賃金法に定める最低賃金に準じているため、詳細につい
ては、厚生労働省のホームページに掲載されている「最低賃金の対象となる賃金」
を参考としてください。

また、手当等の名称は、法令で用いられる名称、一般的に用いられる名称であ
り、報酬の算定にあたっては、名称のみでなく支給実態を考慮して判断してくだ
さい。

(2) 注意事項

ここでの報酬とは、税金や社会保険料等を控除する前のものであり、手取りとは異
なります。

(3) 報酬の算定方法

上記(1)の算定対象とする報酬を1時間あたりに換算した額になります。

$$\text{報酬} = (\text{基本給相当額} + \text{諸手当}) \div \text{時間}$$

8 契約書の作成

適用契約の受注者は、労働報酬下限額等の適用される事項が掲げられている「江戸川区公契約条例に基づく労働環境等の確認に関する特記事項」(P.62～64)の内容を合意した上で、区と契約書を締結することになります。

9 受注関係者との契約

適用契約の受注者は、業務の一部を他の者に請け負わせる場合、あらかじめ相手方に対して適用契約であることを説明し、労働者等に対して労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと、条例第25条の調査等に応じるよう努めることについて契約等により合意を得てください。

10 連帯責任

受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬の額が、労働報酬下限額未満で、それが是正されない場合、連帯責任により、その労働者等に対し差額の報酬を支払う義務が生じます。

1 1 労働環境等確認報告書の作成及び提出

適用契約の受注者は、「労働環境等確認報告書（以下「確認報告書」という。）を作成し、以下のとおり区に提出する義務があります。

確認報告書は、適用契約における労働者等の報酬の支払いを含めた労働環境等の状況を確認することを目的としています。

1．確認報告書の記載例・作成要領

（１）工事請負契約・・・手引 21～24 頁

（２）業務委託契約、指定管理協定・・・手引 25～28 頁

2．提出時期

（１）契約締結時の提出

契約締結後、速やかに提出してください。

（２）業務完了日の概ね 1 か月前

業務完了日の概ね 1 か月前になったら、資料 3 履行報告書（P.29）を提出してください。

3．提出先

種 別	提 出 先
工事請負契約、業務委託契約	江戸川区総務部契約課契約係
指定管理協定	協定を所管する課

4．注意事項

（１）確認報告書の提出義務は、受注者のみとし、受注関係者の提出は不要です。

（２）契約期間中に確認報告書の内容に変更があった場合は、変更後の確認報告書を速やかに提出してください。

（３）確認報告書の設問は、専ら適用契約に係る業務に従事する労働者等について記載してください。

（４）提出者の名義は、契約書に記載している名義と合わせてください。

（５）確認報告書及び履行報告書は区公式ホームページからダウンロードしてください。

1 2 労働者等への周知

受注者は、次に掲げる事項を周知するため、適用契約に係る業務が行われる作業場等見やすい箇所に掲示するか、労働者等に書面で交付等してください。

条例が適用される労働者等の範囲

労働報酬下限額

申出をする場合の申出先

申出をしたことを理由に、解雇、その他不利益な取扱いを受けないこと。

資料 4 - 1 : 江戸川区公契約条例に関するお知らせ（作業場掲示用）（P.30～31）

資料 4 - 2 ～ 4 : 江戸川区公契約条例に関するお知らせ（配布用）（P.32～35）

1 3 労働者等の申出

条例では、労働者等に支払われた報酬が労働報酬下限額を下回る場合、以下のとおり取り扱いを定めています。

1 . 労働者等ができること

受注者等から支払われた報酬が労働報酬下限額を下回る場合、区又は受注者等に対し、電話等による申出や申出書を提出することができます。

資料 5 : 労働報酬に係る申出書（P.36）

区の 申出先	江戸川区総務部契約課契約係（江戸川区役所 3 階 6 番窓口） 電話：03-5662-1005 FAX：03-5662-1006
-----------	---

2 . 受注者が行うべきこと

（ 1 ）労働者等からの申出への対応

労働者から問合せや申出があった場合、誠実に対応し、支払った報酬が労働報酬下限額を下回っていた場合、速やかに不足分の支払いを行ってください。

また、当該労働者等に調査結果を回答するとともに、区へ是正措置報告書を提出してください。

(2) 不利益な取扱いの禁止

労働者等が申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはなりません。

また、受注関係者が解雇等の不利益な取扱いを行わないよう、適切な指導・監督を行ってください。

1 4 調査及び是正措置

適用契約に従事する労働者等から申し出があった場合又は提出された労働環境等確認報告書を確認しその内容に疑義がある場合は、区長は必要に応じて受注者に対して報告、資料の提出を求め、又は立入調査を行うことができます。さらに、必要な場合は、受注関係者に報告、資料の提出、又は立入調査について、協力を求めることができます。

区長は、立入調査等の結果、労働環境等の改善が必要と判断した場合は、受注者に対して是正措置を講ずるよう求めることができます。受注者は、速やかに是正措置を講ずるとともに、是正措置報告書を提出しなければなりません。

資料 6 : 労働報酬に係る申出に対する報告請求書 (P. 37)

資料 7 : 労働報酬に係る申出に対する報告書 (P. 38)

資料 8 : 立入調査通知書 (P. 39)

資料 9 : 是正措置を求める通知書 (P. 40)

資料 10 : 是正措置報告書 (P. 41)

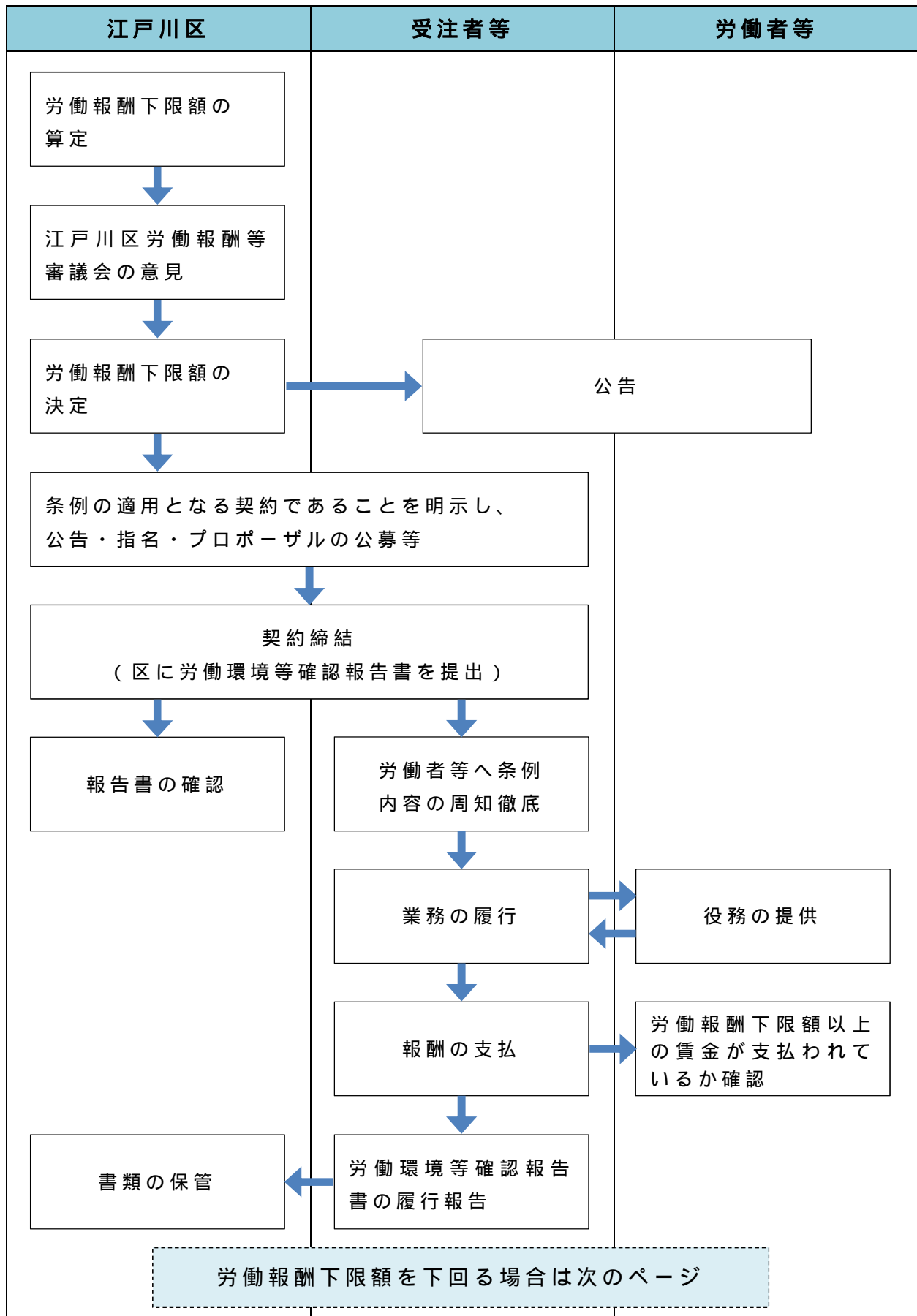
1 5 不適切な労働環境等に対する措置

区長は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約の解除 (指定管理協定においては指定の取消し、又は期間を定めて行う管理業務の全部若しくは一部の停止の命令) をすることができます。また、区が契約を解除等したときは、その旨を公表します。さらに、解除等により生じた損害の賠償を請求することができます。

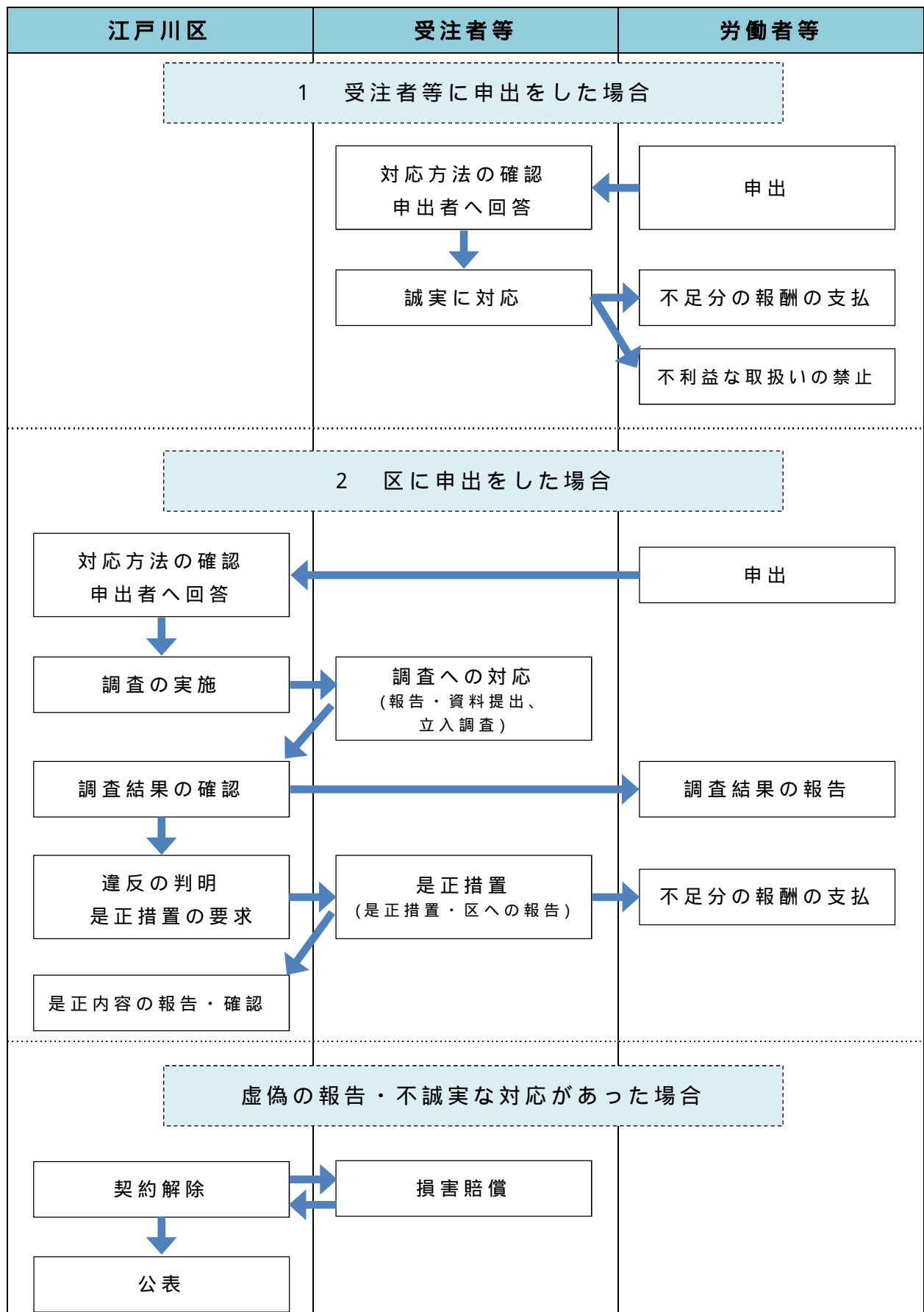
第 2 5 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対し答弁しないとき。

第26条第1項に規定する措置を正当な理由なく講じないとき又は同条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

条例適用となる案件の流れ



【参考】労働報酬下限額を下回る場合



第 1 号様式（第 3 条関係）

労働環境等確認報告書（工事）

記載例

年 月 日

江戸川区長 殿

江戸川区公契約条例第 22 条第 3 号の規定に基づき、次の事項を確認の上、この報告書を提出します。

なお、江戸川区公契約条例、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、良好な品質をもって業務を履行するとともに、当該業務に従事する労働者等の適正な労働環境等を確保します。

所在地：東京都江戸川区中央●丁目●番●号

名称：江戸川建設株式会社

代表者の職・氏名：代表取締役 江戸川 太郎

印

連絡先電話番号：03-●●●●-●●●●

担当者：江戸川 次郎

契約（工事）件名 ●●学校改築工事

ア 労働条件に関する事項

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
就業規則	1	就業規則を法令に準じて適正に作成し、労働基準監督署に届出をしている。 常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は、作成及び届出が必要 (10 人未満の場合は、対象外に○)	労働基準法第 89 条	はい ☒ いいえ ☐ 対象外
	2	労働者に対して、就業規則等を周知している (作業場の見やすい場所に掲示、書面にて交付等)	・労働基準法第 106 条第 1 項 ・労働基準法施行規則第 52 条の 2	はい ☒ いいえ ☐
労働条件の明示	3	労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示している（就業規則の提示、労働条件通知書の交付等）	・労働基準法第 15 条第 1 項 ・労働基準法施行規則第 5 条第 1 項及び第 4 項	はい ☒ いいえ ☐
労働時間等	4	労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働並びに年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。	労働基準法第 32 条から第 39 条まで	はい ☒ いいえ ☐
帳簿	5	法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適正な記載事項で整備し、適正な期間保存している。	労働基準法第 107 条から第 109 条まで	はい ☒ いいえ ☐

賃 金	6	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金（法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支払っている。	・労働基準法第 37 条第 1 項及び第 4 項並びに第 108 条 ・労働基準法施行規則第 19 条	はい・いいえ
	7	賃金について通貨で直接又は口座振込等の確実な方法により、全額を毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払っている。	労働基準法第 24 条	はい・いいえ
	8	江戸川区長が告示した労働報酬下限額以上の賃金等を支払っている。	江戸川区公契約条例第 22 条	はい・いいえ

イ 安全衛生に関する事項

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
安全衛生管理体制	9	事業場の業種及び規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制を整備している（衛生管理者、産業医等）。 常時使用する労働者が 50 人以上の場合は、衛生管理者及び産業医の選任義務がある。	・労働安全衛生法第 3 章	はい・いいえ
健康診断	10	毎年定期的、かつ、採用時に健康診断を実施している。 また、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、必要な措置を講じている。	・労働安全衛生法第 66 条、第 66 条の 4 及び第 66 条の 5 ・労働安全衛生規則第 43 条及び第 44 条	はい・いいえ
安全教育	11	安全管理者等に対し、安全教育の実施等をしている。	労働安全衛生法第 19 条の 2 第 1 項	はい・いいえ

ウ 社会保険に関する事項

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
社会保険	12	労働保険及び社会保険の加入手続を適正に行っている。	健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法	はい・いいえ
	13	建設業退職金共済制度に加入している旨の標識を工事現場の見やすい場所に掲示し、かつ、労働者が従事した日数に応じた共済証紙を労働者の共済手帳に貼っている。 （建設業退職金共済制度に加入していない場合は、対象外に○）	・中小企業退職金共済法第 44 条 ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針	はい・いいえ 対象外

エ 本契約の一部について、下請負を行う場合における下請負先への要請

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
下請負先への要請	14	当該建設工事における施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲示し、区にも提出している。 (下請契約を行っていない場合は、対象外に○)	・建設業法第24条の8第4項 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項	はい・いいえ 対象外
	15	下請負先との契約において、市場価格と照らし合わせて適正な金額で契約している。 (下請契約を行っていない場合は、対象外に○)	建設業法第19条の3	はい・いいえ 対象外
	16	下請負先の労働者に労働報酬下限額以上の報酬が支払われるよう、当該下請負先に要請等を行っている。 (下請契約を行っていない場合は、対象外に○)	江戸川区公契約条例第22条	はい・いいえ 対象外

オ 労働環境等を更に向上させる取組

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
ワークライフバランス	17	休暇取得促進、育児・介護休業、勤務時間短縮制度等の措置を講じている。	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	はい・いいえ

【特記事項】(確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入してください。)

確認事項番号	「いいえ」と回答した場合の理由、改善予定等
17	現在は〇〇により取組ができていない。 今後〇〇を改善し、〇年〇月頃を目途に取組を開始する予定。

「いいえ」に○をした項目は、こちらに理由や改善予定を記入してください。

区使用欄

管理 No	< 確認欄 >	担当者	担当係長	担当課長	備考

【作成要領・注意事項（工事）】

1. 所在地、名称、代表者の職・氏名、印は、原則として契約書に記載の名義及び印と同一にしてください。
2. 担当者は、労働環境等確認報告書の内容を説明できる者としてください。
3. 確認事項ア～オについては、雇用形態（日雇い、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該工事に従事している労働者について記入してください。

4. 確認事項 No. 8 について

（１）対象者

本件に主として従事する、下請負を含めた全ての労働者（１）のうち、公共工事設計労務単価に掲げる職種（２）に従事する者

- 1 現場代理人及び監理技術者（主任技術者）最低賃金法第7条の適用者、本件への従事時間が1か月当たり30分未満の者は含まないものとします。
- 2 職種の定義は、国土交通省ホームページを参照してください。

（２）算定対象となる報酬

区分	例
基本給相当額	基本給、出来高給
基準内手当	家族手当（扶養手当）、通勤手当、都区手当（地域手当）、住宅手当 現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当等
臨時の給与	賞与（期末手当、勤勉手当）、その他の臨時の賃金等
実物給与	通勤用定期の支給、食事の支給等 就業規則などで支払規定があるものに限る

○ 一人親方については、本件に従事するために締結した請負契約における請負代金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を1日当たりの額に換算してください。

< 参考 > 算定対象とならないもの

区分	例
特殊な労働に対する手当	見込んでいる通常の作業条件又は作業内容を超えた特殊な労働に対して支払った手当
割増賃金の代替としての手当	時間外、休日又は深夜の割増賃金の代替として支払った手当
休業手当	仕事が無いために労働者等を休業させた場合に支払った手当（ただし、悪天候等の不可抗力による休業に対する手当は基準内手当となります。）
本来は経費に当たる手当	労働者等個人持ちの工具・車両の損料、労働者等個人が負担した旅費、携帯電話手当等、本来は賃金ではなく経費の負担に該当する手当

○ 各手当は公共工事設計労務単価に準じているため、詳細は公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」を参考としてください。

○ ここでいう報酬は、税金や社会保険料等を控除する前のものですので、実際に手元に支払われる、いわゆる手取りの賃金とは異なります。

第2号様式（第3条関係）

労働環境等確認報告書（委託・指定管理協定）

年 月 日

江戸川区長 殿

江戸川区公契約条例第22条第3号の規定に基づき、次の事項を確認の上、この報告書を提出します。

なお、江戸川区公契約条例、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、良好な品質をもって業務を履行するとともに、当該業務に従事する労働者等の適正な労働環境等を確保します。

所在地：東京都江戸川区船堀●丁目●番●号

名称：株式会社フナボリ

代表者の職・氏名：代表取締役 船堀 花子

印

連絡先電話番号：03-●●●●-●●●●

担当者：船堀 桃子

契約（委託・指定管理協定）件名 ●●業務委託

ア 労働条件に関する事項

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
就業規則	1	就業規則を法令に準じて適正に作成し、労働基準監督署に届出をしている。 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、作成及び届出が必要 (10人未満の場合は、対象外に○)	労働基準法第89条	はい・いいえ 対象外
	2	労働者に対して、就業規則等を周知している (作業場の見やすい場所に掲示、書面にて交付等)。	・労働基準法第106条第1項 ・労働基準法施行規則第52条の2	はい・いいえ
労働条件の明示	3	労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示している(就業規則の提示、労働条件通知書の交付等)。	・労働基準法第15条第1項 ・労働基準法施行規則第5条第1項及び第4項	はい・いいえ
労働時間等	4	労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働並びに年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。	労働基準法第32条から第39条まで	はい・いいえ
帳簿	5	法定帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を適正な記載事項で整備し、適正な期間保存している。	労働基準法第107条から第109条まで	はい・いいえ

賃 金	6	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金（法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支払っている。	・労働基準法第 37 条第 1 項及び第 4 項並びに第 108 条 ・労働基準法施行規則第 19 条	☒ はい・ ☐ いいえ
	7	賃金について通貨で直接又は口座振込等の確実な方法により、全額を毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払っている。	労働基準法第 24 条	☒ はい・ ☐ いいえ
	8	江戸川区長が告示した労働報酬下限額以上の賃金等を支払っている。	江戸川区公契約条例第 22 条	☒ はい・ ☐ いいえ

イ 安全衛生に関する事項

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
安全衛生管理体制	9	事業場の業種及び規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制を整備している（衛生管理者、産業医等）。 常時使用する労働者が 50 人以上の場合は、衛生管理者及び産業医の選任義務がある。	・労働安全衛生法第 3 章	☒ はい・ ☐ いいえ
健康診断	10	毎年定期的、かつ、採用時に健康診断を実施している。 また、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、必要な措置を講じている。	・労働安全衛生法第 66 条、第 66 条の 4 及び第 66 条の 5 ・労働安全衛生規則第 43 条及び第 44 条	☒ はい・ ☐ いいえ
安全教育	11	安全管理者等に対し、安全教育の実施等をしている。	労働安全衛生法第 19 条の 2 第 1 項	☒ はい・ ☐ いいえ

ウ 社会保険に関する事項

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
社会保険	12	労働保険及び社会保険の加入手続を適正に行っている。	健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法	☒ はい・ ☐ いいえ

エ 本契約の一部について、再委託を行う場合における再委託先への要請

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
再委託先への要請	13	再委託先との契約において、市場価格と照らし合わせて適正な金額で契約している。 (再委託を行っていない場合は、対象外に○)	江戸川区公契約条例第11条	はい・いいえ 対象外
	14	再委託先の労働者に労働報酬下限額以上の報酬が支払われるよう、当該再委託先に要請等を行っている。 (再委託を行っていない場合は、対象外に○)	江戸川区公契約条例第22条	はい・いいえ 対象外

オ 労働環境を更に向上させる取組

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
ワークライフバランス	15	休暇取得促進、育児・介護休業、勤務時間短縮制度等の措置を講じている。	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	はい・いいえ

【特記事項】(確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入してください。)

確認事項番号	「いいえ」と回答した場合の理由、改善予定等
15	現在は〇〇により取組ができていない。 今後〇〇を改善し、〇年〇月頃を目途に取組を開始する予定。

「いいえ」に○をした項目は、こちらに理由や改善予定を記入してください。

区使用欄

管理 No	< 確認欄 >	担当者	担当係長	担当課長	備考

【作成要領・注意事項（委託・指定管理協定）】

- 1．所在地、名称、代表者の職・氏名、印は、原則として契約書に記載の名義及び印と同一にしてください。
- 2．担当者は、労働環境等確認報告書の内容を説明できる者としてください。
- 3．確認事項ア～オについては、雇用形態（日雇い、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該業務に従事している労働者について記入してください。

4．確認事項 No. 8 について

（１）対象者

本件に主として従事する、再委託先を含めた全ての労働者（１）

- 1 労働者以外の者（会社役員、ボランティア等）最低賃金法第 7 条の適用者、本件への従事時間が 1 か月当たり 30 分未満の者は含まないものとします。

（２）算定対象となる報酬

区分	例
基本給相当額	基本給
諸手当	職務手当、現場手当、技能手当等

< 参考 > 算定対象とならないもの

区分	例
臨時の給与	臨時に支払われる賃金（結婚手当など） 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
時間外割増賃金	所定労働時間を超える時間に労働に対して支払われる賃金
休日割増賃金	所定労働日以外の日に労働に対して支払われる賃金
深夜割増賃金	午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
その他手当	精皆勤手当、通勤手当、家族手当

- 上記の手当等は、最低賃金法に定める最低賃金に準じているため、詳細については、厚生労働省のホームページに掲載されている「最低賃金の対象となる賃金」を参考としてください。また、手当等の名称は、法令で用いられる名称、一般的に用いられる名称であり、報酬の算定にあたっては、名称のみでなく支給実態を考慮して判断してください。
- ここでいう報酬は、税金や社会保険料等を控除する前のものですので、実際に手元に支払われる、いわゆる手取りの賃金とは異なります。

令和 年 月 日

江戸川区長 宛て

所在地：

名 称：

代表者の職・氏名：

印

連絡先電話番号：

担当者：

履行報告書について

令和 年 月 日に提出いたしました下記契約（指定管理協定）に係る労働環境等確認報告書の回答内容については、江戸川区公契約条例の規定を遵守し、当該業務に従事する労働者等の適正な労働環境等を確保していることを報告いたします。

記

- 1 契約（協定）件名 _____
- 2 契約年月日 _____ 令和 年 月 日

江戸川区公契約条例に関するお知らせ（作業場掲示用）

あなたのお仕事には
「江戸川区公契約条例」が適用されています

件 名	
履行場所	
履行期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

上記の業務は、江戸川区公契約条例に定める「対象契約」に該当します。同条例では、江戸川区が定める基準額以上の賃金等を適用労働者に支払うこと等が規定されています。

○ 江戸川区公契約条例の適用労働者の範囲

適用労働者	・ 正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者などの雇用形態は問わず、当該業務に従事する者（労働基準法第9条に規定する労働者） ・ 請負契約により当該業務に従事する者（いわゆる一人親方など）
適用を受けない労働者	・ 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人 ・ 労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等） ・ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る） ・ 適用契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者等） ・ 工事請負契約の場合の現場代理人、主任技術者、監理技術者等の現場技術者 ・ 適用契約に従事した時間が1か月あたり30分未満の者

○ 労働報酬下限額

適用労働者に対して支払われるべき1日当たり又は1時間当たりの労働報酬の下限を「労働報酬下限額」といいます。適用労働者は、労働報酬下限額から算出する基準額以上の賃金等を受け取ることができます。

工事請負契約	別表のとおり
業務委託契約 指定管理協定（ ）	1時間当たり 1,350円

指定管理協定において、従事場所が江戸川区外の施設の場合は、施設が所在する県の地域別最低賃金額が労働報酬下限額となります。

○ 申出をする場合の申出先

適用労働者は、基準額以上の賃金等を受け取っていない場合は、その旨を受注者、下請負者又は江戸川区に文書で申出することができます。

申出先		申出書提出先	連絡先
受注者			
受注関係者			
発注者	江戸川区総務部 契約課契約係	〒132-8501 江戸川区中央一丁目4番1号	03-5662-1005（直通）

条例では、受注者等は、適用労働者が上記の申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないと定めています。

工事請負契約 労働報酬下限額（単位：円 / 1 日当たり）

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	26,910	27	普通船員	27,720
2	普通作業員	24,120	28	潜水士	44,910
3	軽作業員	16,650	29	潜水連絡員	32,850
4	造園工	24,390	30	潜水送気員	31,860
5	法面工	30,060	31	山林砂防工	28,890
6	とび工	29,610	32	軌道工	51,660
7	石工	29,520	33	型わく工	28,530
8	ブロック工	27,450	34	大工	27,360
9	電工	29,340	35	左官	29,700
10	鉄筋工	29,340	36	配管工	25,740
11	鉄骨工	26,640	37	はつり工	27,090
12	塗装工	31,050	38	防水工	32,490
13	溶接工	33,300	39	板金工	30,780
14	運転手（特殊）	27,450	40	タイル工	24,390
15	運転手（一般）	22,860	41	サッシ工	28,890
16	潜かん工	33,300	42	屋根ふき工	30,510
17	潜かん世話役	39,870	43	内装工	29,700
18	さく岩工	35,640	44	ガラス工	28,440
19	トンネル特殊工	32,220	45	建具工	25,635
20	トンネル作業員	27,900	46	ダクト工	26,640
21	トンネル世話役	36,450	47	保温工	24,930
22	橋りょう特殊工	31,320	48	建築ブロック工	26,448
23	橋りょう塗装工	31,950	49	設備機械工	25,200
24	橋りょう世話役	36,540	50	交通誘導警備員 A	18,180
25	土木一般世話役	29,160	51	交通誘導警備員 B	15,840
26	高級船員	34,380			

ただし、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者として取り扱う者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者等の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、1 日当たり 12,950 円とする。

江戸川区公契約条例に関するお知らせ（工事請負契約）

件 名	
履行場所	
履行期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

上記の業務は、江戸川区公契約条例に定める「対象契約」に該当します。同条例では、江戸川区が定める基準額以上の賃金等を適用労働者に支払うこと等が規定されています。

○ 江戸川区公契約条例の適用労働者の範囲

適用労働者	・ 正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者などの雇用形態は問わず、当該業務に従事する者（労働基準法第9条に規定する労働者） ・ 請負契約により当該業務に従事する者（いわゆる一人親方）
適用を受けない労働者	・ 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人 ・ 労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等） ・ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る） ・ 適用契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者等） ・ 工事請負契約の場合の現場代理人、主任技術者、監理技術者等の現場技術者 ・ 適用契約に従事した時間が1か月あたり30分未満の者

○ 労働報酬下限額

適用労働者に対して支払われるべき1日当たり又は1時間当たりの労働報酬の下限を「労働報酬下限額」といいます。適用労働者は、労働報酬下限額から算出する基準額以上の賃金等を受け取ることができます。

労働報酬下限額	別表のとおり
---------	--------

○ 申出をする場合の申出先

適用労働者は、基準額以上の賃金等を受け取っていない場合は、その旨を受注者、下請負者又は江戸川区に文書で申出することができます。

申出先	申出書提出先	連絡先
受注者		
受注関係者		
発注者	江戸川区総務部 契約課契約係	〒132-8501 江戸川区中央一丁目4番1号 03-5662-1005（直通）

条例では、受注者等は、適用労働者が上記の申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないと定めています。

別表 令和7年度労働報酬下限額について（工事請負契約）

（単位：円／1日当たり）

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	26,910	27	普通船員	27,720
2	普通作業員	24,120	28	潜水土	44,910
3	軽作業員	16,650	29	潜水連絡員	32,850
4	造園工	24,390	30	潜水送気員	31,860
5	法面工	30,060	31	山林砂防工	28,890
6	とび工	29,610	32	軌道工	51,660
7	石工	29,520	33	型わく工	28,530
8	ブロック工	27,450	34	大工	27,360
9	電工	29,340	35	左官	29,700
10	鉄筋工	29,340	36	配管工	25,740
11	鉄骨工	26,640	37	はつり工	27,090
12	塗装工	31,050	38	防水工	32,490
13	溶接工	33,300	39	板金工	30,780
14	運転手（特殊）	27,450	40	タイル工	24,390
15	運転手（一般）	22,860	41	サッシ工	28,890
16	潜かん工	33,300	42	屋根ふき工	30,510
17	潜かん世話役	39,870	43	内装工	29,700
18	さく岩工	35,640	44	ガラス工	28,440
19	トンネル特殊工	32,220	45	建具工	25,635
20	トンネル作業員	27,900	46	ダクト工	26,640
21	トンネル世話役	36,450	47	保温工	24,930
22	橋りょう特殊工	31,320	48	建築ブロック工	26,448
23	橋りょう塗装工	31,950	49	設備機械工	25,200
24	橋りょう世話役	36,540	50	交通誘導警備員 A	18,180
25	土木一般世話役	29,160	51	交通誘導警備員 B	15,840
26	高級船員	34,380			

ただし、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者として取り扱う者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者等の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、1日当たり12,950円とする。

江戸川区公契約条例に関するお知らせ（業務委託契約）

件 名	
履行場所	
履行期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

上記の業務は、江戸川区公契約条例に定める「対象契約」に該当します。同条例では、江戸川区が定める基準額以上の賃金等を適用労働者に支払うこと等が規定されています。

○ 江戸川区公契約条例の適用労働者の範囲

適用労働者	・ 正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者などの雇用形態は問わず、当該業務に従事する者（労働基準法第9条に規定する労働者） ・ 請負契約により当該業務に従事する者
適用を受けない労働者	・ 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人 ・ 労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等） ・ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る） ・ 適用契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者等） ・ 適用契約に従事した時間が1か月あたり30分未満の者

○ 労働報酬下限額

適用労働者に対して支払われるべき1日当たり又は1時間当たりの労働報酬の下限を「労働報酬下限額」といいます。適用労働者は、労働報酬下限額から算出する基準額以上の賃金等を受け取ることができます。

労働報酬下限額	1時間当たり 1,350円
---------	---------------

○ 申出をする場合の申出先

適用労働者は、基準額以上の賃金等を受け取っていない場合は、その旨を受注者、下請負者又は江戸川区に文書で申出することができます。

申出先		申出書提出先	連絡先
受注者			
受注関係者			
発注者	江戸川区総務部 契約課契約係	〒132-8501 江戸川区中央一丁目4番1号	03-5662-1005（直通）

条例では、受注者等は、適用労働者が上記の申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないと定めています。

江戸川区公契約条例に関するお知らせ（指定管理協定）

件 名	
履行場所	
履行期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

上記の業務は、江戸川区公契約条例に定める「対象協定」に該当します。同条例では、江戸川区が定める基準額以上の賃金等を適用労働者に支払うこと等が規定されています。

○ 江戸川区公契約条例の適用労働者の範囲

適用労働者	・ 正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者などの雇用形態は問わず、当該業務に従事する者（労働基準法第9条に規定する労働者） ・ 請負契約により当該業務に従事する者
適用を受けない労働者	・ 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人 ・ 労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等） ・ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る） ・ 適用契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者等） ・ 適用契約に従事した時間が1か月あたり30分未満の者

○ 労働報酬下限額

適用労働者に対して支払われるべき1日当たり又は1時間当たりの労働報酬の下限を「労働報酬下限額」といいます。適用労働者は、労働報酬下限額から算出する基準額以上の賃金等を受け取ることができます。

労働報酬下限額	1時間当たり 1,350円
---------	---------------

従事場所が江戸川区外の施設の場合は、施設が所在する県の地域別最低賃金額を適用します。

○ 申出をする場合の申出先

適用労働者は、基準額以上の賃金等を受け取っていない場合は、その旨を受注者、下請負者又は江戸川区に文書で申出することができます。

申出先		申出書提出先	連絡先
受注者			
受注関係者			
発注者	江戸川区総務部 契約課契約係	〒132-8501 江戸川区中央一丁目4番1号	03-5662-1005（直通）

条例では、受注者等は、適用労働者が上記の申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないと定めています。

労働報酬に係る申出書

令和 年 月 日

宛て

住所
 申出者 氏名
 電話番号

私に関する労働報酬について、次のとおり申し出ます。

契約案件名又は協定名	
申出内容	☐ 労働報酬下限額を下回っている。 ☐ 支払われるべき日において支払われていない。
労働報酬の支払者 (又は支払義務者)	
支払日 (又は支払われるべき日)	年 月 日
支払われた労働報酬額 (又は支払われるべき労働報酬額)	円

労働報酬額は、工事請負契約の場合は1日当たり、業務委託契約及び指定管理協定の場合は1時間当たりの金額を記載してください。

金額の算出方法等については、「江戸川区公契約条例労働環境等の確保に係る実施手続の手引き」の「7 労働者等に支払う報酬」を参照してください。

令和 年 月 日

労働報酬に係る申出に対する報告請求書

様

江戸川区長

印

江戸川区公契約条例第 25 条（第 1 項・第 2 項）の規定に基づき、労働者等からの申出について、次のとおり報告を求めます。

契約件名 又は協定名	
申出年月日	年 月 日
報告を求める事項	
担当者連絡先	部署名 氏名 電話

令和 年 月 日

労働報酬に係る申出に対する報告書

江戸川区長 宛て

所在地
報告者 名 称
代表者
印

労働者等からの申出について、次のとおり報告します。
なお、申出者に対しては、報告内容を回答していることを申し添えます。

契約件名 又は協定名	
報告内容	
担当者連絡先	部署名 氏名 電話

令和 年 月 日

立入調査通知書

宛て

江戸川区長

印

江戸川区公契約条例第 25 条(第 1 項・第 2 項)の規定に基づき、労働者等からの申出の事実の確認又は労働者等の労働環境等の確認のため、次のとおり立入調査を実施します。

契約件名 又は協定名	
調査事項	
立入調査日時	令和 年 月 日 時
担当者連絡先	部署名 氏名 電話

令和 年 月 日

是正措置を求める通知書

様

江戸川区長

印

江戸川区公契約条例第 26 条第 1 項に基づき、条例適用対象案件における労働環境等について、次のとおり是正措置を講ずるよう求めます。

契約件名 又は協定名	
是正措置を求め る事項	
担当者連絡先	部署名 氏名 電話

令和 年 月 日

是正措置報告書

江戸川区長 宛て

所在地
報告者 名 称
代表者
印

条例適用対象案件における労働環境等に係る是正措置の求めについて、次のとおり措置を講じましたので報告します。

契約件名 又は協定名	
講じた措置の 内容及び結果	
措置日	令和 年 月 日
担当者連絡先	部署名 氏名 電話

江戸川区公契約条例

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 公契約過程の適正化に関する基本的施策（第八条—第十二条）

第三章 特定公共事業の実施手続（第十三条—第十九条）

第四章 労働環境等の確保に係る実施手続（第二十条—第二十九条）

第五章 江戸川区公契約審査会（第三十条—第三十四条）

第六章 江戸川区公契約監視委員会（第三十五条—第三十八条）

第七章 江戸川区労働報酬等審議会（第三十九条—第四十二条）

第八章 雑則（第四十三条—第四十五条）

付則

江戸川区は、江戸川区民の福祉の増進のため、多様なものとサービスを調達している。

それらを調達する契約は、江戸川区民の負担の下になされるものであり、公平性・公正性・競争性・透明性の確保はもとより、地域社会への貢献や地域経済の活性化にその効果が十分に発揮されることが強く求められる。

多様性のある全ての人々が安心して自分らしく暮らせる共生社会づくりを掲げ、活力ある地域社会の実現を目指す江戸川区が推進すべき公契約は、事業の計画から相手方の選定、価格の決定、公共施設等の使用、維持管理、廃棄までを含めた継続性を有するものでなければならず、その全ての過程において江戸川区民の福祉の増進に寄与する資産を形成するものでなければならない。

この認識の下に、江戸川区における公契約の基本となる理念と原則を明らかにし、江戸川区が推進すべき公契約を確かなものとするため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、江戸川区（以下「区」という。）の行う公契約について基本理念を定め、区及び事業者の責務並びに江戸川区民（以下「区民」という。）の役割を明らかにし、公契約に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、特定公共事業の実施手続並びに公契約に係る業務に従事する労働者等の賃金水準等を含めた適正な労働環境等（以下「労働環境等」という。）の確保に係る実施手続並びに江戸川区公契約審査会、江戸川区公契約監視委員会及び江戸川区労働報酬等審議会の設置について定めることにより、公契約の公正かつ適切な運用を推進し、もって区民の福祉の増進及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公契約 区民の福祉の増進に寄与する資産を形成するための工事の完成、役務の提

供、物件の納入等、区が締結する契約及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者との公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

二 公契約過程 公契約の対象の特定、相手方の選定、価格の決定、履行から公契約の対象の使用、維持管理、廃棄等に至るまでの区と受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）との間の公契約の全過程（工事の下請、物件、原材料及び資材の購入等の公契約の実現に関連する事業活動を含む。）をいう。

三 事業者 公契約過程に参加し、又は参加しようとする者をいう。

四 受注者 事業者のうち、区と公契約を締結する者をいう。

五 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約に基づき、受注者又はアに掲げる者に対して次号アに掲げる者を派遣する者

六 労働者等 次に掲げる者（江戸川区長（以下「区長」という。）が別に定める者を除く。）をいう。

ア 受注者等に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに掲げる者との請負契約又は委託契約により公契約に係る業務に従事する者

七 公共工事等 公契約に係る業務のうち、建設工事並びに建設工事に係る計画、測量、設計、監理、調査及びコンサルタント業務をいう。

八 公共工事過程 公共工事等に係る公契約過程をいう。

九 建設事業者 事業者のうち、公共工事等を請け負うことを業とする者をいう。

（基本理念）

第三条 公契約は、その公契約過程の全体を通じて、区民の福祉の増進に資することを目標としたものでなければならない。

2 公契約は、その公契約過程の全体を通じて、事業者間の公正な競争が促進されるとともに、地域社会への貢献、地域経済の活性化及び地域環境の創造への配慮がなされたものでなければならない。

3 公契約は、その公契約過程の全体を通じて、区内の事業者の受注の機会を確保するよう努めなければならない。

4 公契約は、その公契約過程の全体を通じて、労働環境等の確保により雇用の安定への配慮がなされたものでなければならない。

5 公契約は、その公契約過程の全体を通じて、性別、性的指向、性自認、国籍、障害の有

無等といった多様性への配慮がなされたものでなければならない。

- 6 公契約は、その公契約過程の全体を通じて、公平性及び公正性を貫き、その透明性を確保して行われなければならない、不正行為は徹底して排除されなければならない。

（公共工事等についての指針）

第四条 公共工事等は、公共工事等が現在及び将来における区民生活並びに地域経済の基盤となる社会資本を整備するものとして重要な意義を有することに鑑み、その対象物の区民生活における機能及び公共工事過程の地域経済に及ぼす影響について十分に配慮されたものでなければならない。

- 2 公共工事等は、その対象物が長期間にわたって使用されて初めてその品質が明らかとなること、その品質が受注した建設事業者の意欲及び能力に負うところが大きいこと、個別の公共工事等ごとに条件が異なること等の特性を有することに鑑み、その発注においては価格、品質その他の条件が総合的に優れた内容の契約がなされるとともに、その契約の適正な履行が確保されたものでなければならない。

- 3 公共工事等は、これを担う健全な建設事業者の育成が区民生活の安全及び地域経済の活性化に重要であることに鑑み、建設事業者の技術力及び能力向上のための努力のほか、その法令の遵守状況、環境保全に関する対策、公共工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても適切に評価し、当該評価を公共工事過程に適切に反映したものでなければならない。

（区の責務）

第五条 区は、基本理念にのっとり、公契約過程を適切に運営し、管理する責務を有する。

- 2 区は、公共工事等についての指針に基づき、公共工事過程を適切に運営し、管理する責務を有する。

- 3 区は、前二条の規定に基づき、公契約過程の適切な運営及び管理のための施策を策定し、実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、公契約過程においてその役割を果たし、もって区民の福祉の増進及び地域社会の健全な発展に貢献する責務を有する。

- 2 建設事業者は、公共工事等についての指針に基づき、自らの努力によってその能力を向上させ、受注した公共工事等を適正に履行し、公共工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に配慮するとともに、地域における社会貢献に努める責務を有する。

（受注者等の責務）

第六条の二 受注者等は、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、労働環境等を確保するよう努めなければならない。

- 2 受注者等は、第五条第三項の施策に協力するよう努めなければならない。

（区民の役割）

第七条 区民は、区による公契約の運営について不断に監視するとともに、公契約の目的が十分に発揮されるよう協力を努めなければならない。

第二章 公契約過程の適正化に関する基本的施策

(区民生活の向上への貢献、地域経済の活性化等への寄与)

第八条 区は、公契約過程が区民の福祉の増進及び地域経済の健全な発展に果たす役割に鑑み、公契約を締結するに当たっては、その公契約過程が区民生活の向上に最大限に貢献し、地域経済の活性化及び労働環境等の確保に寄与するようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の能力向上、受注機会の確保)

第九条 区は、意欲ある事業者が自らその能力の向上を図ることを支援するとともに、その能力を最大限に発揮できるようにするため、適切に受注の機会が得られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(発注者としての能力向上、専門家の活用)

第十条 区は、発注者として公契約過程を適切に運営するため、自らの能力を向上させるとともに、必要に応じて公契約に関する専門家の活用等必要な措置を講ずるものとする。

(適切な契約条件の設定)

第十一条 区は、公契約がその長期にわたる公契約過程の全体を通じて区民の福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与すべきものであることに配慮し、価格、品質、納期、保証等の契約条件が適切なものとなるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(透明性の確保、不正行為の防止等)

第十二条 区は、公契約過程の透明性を確保し、自らの公正中立な立場を堅持するとともに、公契約過程における不正行為の防止及び不良不適格事業者の排除を徹底するため、必要な措置を講ずるものとする。

第三章 特定公共事業の実施手続

(特定公共事業の指定)

第十三条 区長は、区の行う事業のうち、区民生活に密着し、地域社会の健全な発展のために特に重要な事業について、その事業の社会的要請を実現するため、その事業を遂行するための公共工事過程において特に価格以外の要素を重視すべき事業(以下「特定公共事業」という。)として指定することができる。

2 区長は、特定公共事業を指定するときは、あらかじめ、江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。

3 特定公共事業の実施手続については、法令に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

(特定公共事業基本計画)

第十四条 区は、特定公共事業の遂行に当たっては、その事業ごとに求められる実現すべき社会的要請を明らかにした当該事業に係る計画(以下「特定公共事業基本計画」という。)を作成しなければならない。

2 区は、特定公共事業基本計画を作成するときは、あらかじめ、区民及び当該特定公共事業について意見を有する者に意見を提出する機会を与えなければならない。

- 3 区は、特定公共事業基本計画を作成するときは、前項の規定によって提出された意見を付して、江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。

(特定公共工事対象物の設計及び契約の単位)

第十五条 区は、特定公共事業を遂行するために行われる建設工事(以下「特定公共工事」という。)の対象物を設計し、又は特定公共工事に係る契約の単位を特定するときは、特定公共事業基本計画に示された社会的要請が最大限に実現されるものとなるよう努めなければならない。

(社会的要請型総合評価一般競争入札)

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札(以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。)によらなければならない。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、社会的要請型総合評価一般競争入札において、当該入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。
- 3 区長は、前項の規定により資格を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準)

第十七条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、当該入札に係る申込みのうち、価格及び特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現のための条件が区にとって最も有利なものを落札者とするための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。

- 2 区長は、落札者決定基準を定めるときは、特定公共工事の公共工事過程において、基本理念及び公共工事等についての指針が最大限に実現されるよう配慮しなければならない。
- 3 区長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。
- 4 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札を行おうとするときは、当該入札に係る落札者決定基準を公告しなければならない。

(落札者の決定)

第十八条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札においては、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しなければならない。

- 2 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定するときは、あらかじめ、江戸川区公契約審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定したときは、落札者の決定の理由及びそれに対する江戸川区公契約審査会の意見を公表しなければならない。

(異議の申入れ)

第十九条 特定公共事業の実施手続における取扱いに関し、異議のある者は、区長に対し、異議を申し入れることができる。

- 2 区長は、異議の申入れを受けたときは、当該申入れに係る取扱いに関し、遅滞なく、江戸川区公契約監視委員会に諮問しなければならない。
- 3 区長は、当該諮問に対する江戸川区公契約監視委員会の答申を尊重して、当該申入れに対する決定をしなければならない。

第四章 労働環境等の確保に係る実施手続

(適用範囲)

第二十条 次条から第二十九条までの規定は、次に掲げる公契約について適用する。

- 一 予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約
- 二 予定価格が四千万円以上の業務委託契約
- 三 指定管理協定

- 2 前項の規定にかかわらず、公契約の相手方が国、地方公共団体その他区長が認める者であるときは適用しない。

(労働報酬下限額)

第二十一条 区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

- 一 工事請負契約 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
- 二 業務委託契約及び指定管理協定 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月江戸川区条例第七号）第十九条第一項に規定する報酬の額

- 2 区長は、前項の規定により労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区労働報酬等審議会の意見を聴かななければならない。

- 3 区長は、第一項の規定により労働報酬下限額を定めたときは、これを公告するものとする。

(公契約に定める事項)

第二十二条 区は、公契約において次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならないこと。
- 二 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬の額が、労働報酬下限額未満のときは、当該労働者等に対し、連帯して、当該報酬の額と労働報酬下限額との差額に相当する額を支払わなければならないこと。
- 三 受注者は、江戸川区規則で定めるところにより、労働環境等を確認するための書面を作成し、当該書面の記載事項について、区長に報告すること。
- 四 受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務を実施する場所の見やすい箇所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を交付すること等により労働者等に周知しなければならないこと。

ア この条例の適用を受ける労働者等の範囲

イ 労働報酬下限額

ウ 次条の規定による申出をする場合の申出先

エ 次条の規定による申出を行ったことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。

五 受注者は、第二十五条第一項の規定による報告の求め若しくは資料の提出又は立入調査に応じなければならないこと。

六 受注者は、受注関係者との契約において、次に掲げる事項を定めること。

ア 受注関係者は、受注者に準じて第一号の規定を遵守すること。

イ 受注関係者は、第二十五条第二項の規定による区長からの協力の求めに応じるよう努めること。

(労働者等の申出)

第二十三条 労働者等は、公契約に係る業務の報酬が支払われるべき日において労働報酬下限額以上の当該報酬の額が支払われない場合その他この条例に違反している疑いがある場合は、その旨を区長、当該労働者等を雇用する受注者等又は当該労働者等に当該業務を請け負わせ、若しくは委託した受注者等に申し出ることができる。

(不利益な取扱いの禁止)

第二十四条 受注者等は、前条の規定による申出があったときは、当該申出をした労働者等に対し、誠実に対応するとともに、当該申出を理由に解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告の要求等及び立入調査)

第二十五条 区長は、第二十三条の規定による申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、検査、質問その他必要な調査をさせることができる。

2 区長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注関係者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、検査、質問その他必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。

3 前二項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置)

第二十六条 区長は、前条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者等がこの条例に違反していると認めるときは、当該受注者に対して、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずるものとする。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するための措置を講ずよう命じられた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、区長が指定する期日までに当該措置の内容を区

長に報告しなければならない。

（公契約の解除）

第二十七条 区は、受注者が次のいずれかに該当するときは、公契約の解除（指定管理協定にあっては、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて行う管理業務の全部若しくは一部の停止の命令）（以下「解除」という。）をすることができる。

一 第二十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対し答弁しないとき。

二 前条第一項に規定する措置を正当な理由なく講じないとき又は同条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

（公表）

第二十八条 区は、解除をしたときは、その旨を公表するものとする。

（損害賠償）

第二十九条 区は、受注者に対し、解除により生じた損害の賠償を請求することができる。

2 区は、解除により受注者等に生じた損害を賠償する責任を負わない。

第五章 江戸川区公契約審査会

（審査会）

第三十条 公契約過程の適正化及び公平かつ公正な落札者の選定過程の確保のため、区長の附属機関として、江戸川区公契約審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して意見を述べる。

3 審査会は、区長の諮問に応じ、又は自発的に、公契約過程に関する重要事項について調査審議し、区長に対して意見を述べることができる。

（審査会の組織）

第三十一条 審査会は、七名以内の委員で組織する。

2 審査会の委員は、区及び事業者と利害関係を有しない学識経験者のうちから、区長が委嘱する。

3 審査会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（審査会の会議）

第三十二条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

(部会)

第三十三条 審査会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(審査会の運営)

第三十四条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

第六章 江戸川区公契約監視委員会

(委員会)

第三十五条 特定公共事業の実施手続における取扱いに関する異議の申入れに関し、第十九条第二項の規定に基づく区長の諮問に応じ、調査審議するため、区長の附属機関として、江戸川区公契約監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に規定する調査審議の結果について区長に答申する。

3 委員会は、必要があると認めるときは、区長、事業者又は異議を申し入れた者に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(委員会の組織)

第三十六条 委員会は、三名以内の委員で組織する。

2 委員会の委員は、区及び事業者と利害関係を有しない学識経験者のうちから、区長が委嘱する。

3 委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第三十七条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の全員一致をもって決する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員長が指名する委員に事案の調査その他必要な事項を委任することができる。

(委員会の運営)

第三十八条 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

第七章 江戸川区労働報酬等審議会

(審議会)

第三十九条 労働環境等の確保に係る実施手続における労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項に関し、調査審議するため、区長の附属機関として、江戸川区労働報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項について区長に対して意見を述べる。

(審議会の組織)

第四十条 審議会は、六名以内の委員で組織する。

2 審議会の委員は、学識経験者、事業者及び労働者のうちから、区長が委嘱する。

3 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第四十一条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の運営)

第四十二条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

第八章 雑則

(守秘義務)

第四十三条 審査会、委員会及び審議会の委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(兼任の禁止)

第四十四条 審査会及び審議会の委員と委員会の委員とは、兼任することができない。

(委任)

第四十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付則 (省略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第五章の前に一章を加える改正規定(第二十一条に係る部分に限る。)及び第八章の前に一

章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第二十条及び第二十二條から第二十九條までの規定は、施行日以後に公告、公表又は通知を行う工事請負契約及び業務委託契約並びに同日以後に公募する指定管理者との公の施設の管理に関する協定について適用する。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の江戸川区公共調達基本条例第二十一条第二項及び第二十六条第二項の規定に基づき委嘱されている者については、その任期中に限り、この条例による改正後の江戸川区公契約条例第三十一条第二項及び第三十六条第二項の規定に基づき委員として委嘱された者とみなす。

江戸川区公契約条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区公契約条例(平成二十二年三月江戸川区条例第一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(労働環境等の報告)

第三条 受注者は、条例第二十二条第三号の規定による報告を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を区長に提出することにより行うものとする。

- 一 条例第二十条第一項第一号に掲げる公契約を締結したとき 労働環境等確認報告書(工事)(第一号様式)
- 二 条例第二十条第一項第二号又は第三号に掲げる公契約を締結したとき 労働環境等確認報告書(委託・指定管理協定)(第二号様式)

2 受注者は、前項の報告の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の同項の書面を区長に提出するものとする。

(身分証明書)

第四条 条例第二十五条第三項の身分を示す証明書は、身分証明書(第三号様式)とする。

(公表)

第五条 条例第二十八条の規定により公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 公契約の件名及び締結の年月日
- 二 受注者等の名称、代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 解除の理由及び年月日
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

労働環境等確認報告書（工事）

年 月 日

江戸川区長 殿

江戸川区公契約条例第22条第3号の規定に基づき、次の事項を確認の上、この報告書を提出します。

なお、江戸川区公契約条例、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、良好な品質をもって業務を履行するとともに、当該業務に従事する労働者等の適正な労働環境等を確保します。

所在地：

名称：

代表者の職・氏名：

印

連絡先電話番号：

担当者：

契約（工事）件名

ア 労働条件に関する事項

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
就業規則	1	就業規則を法令に準じて適正に作成し、労働基準監督署に届出をしている。 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、作成及び届出が必要 (10人未満の場合は、対象外に○)	労働基準法第89条	はい・いいえ 対象外
	2	労働者に対して、就業規則等を周知している (作業場の見やすい場所に掲示、書面にて交付等)。	・労働基準法第106条第1項 ・労働基準法施行規則第52条の2	はい・いいえ
労働条件の明示	3	労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示している(就業規則の提示、労働条件通知書の交付等)。	・労働基準法第15条第1項 ・労働基準法施行規則第5条第1項及び第4項	はい・いいえ
労働時間等	4	労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働並びに年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。	労働基準法第32条から第39条まで	はい・いいえ
帳簿	5	法定帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を適正な記載事項で整備し、適正な期間保存している。	労働基準法第107条から第109条まで	はい・いいえ

賃 金	6	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金（法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支払っている。	・労働基準法第 37 条第 1 項及び第 4 項並びに第 108 条 ・労働基準法施行規則第 19 条	はい・いいえ
	7	賃金について通貨で直接又は口座振込等の確実な方法により、全額を毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払っている。	労働基準法第 24 条	はい・いいえ
	8	江戸川区長が告示した労働報酬下限額以上の賃金等を支払っている。	江戸川区公契約条例第 22 条	はい・いいえ

イ 安全衛生に関する事項

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
安全衛生管理体制	9	事業場の業種及び規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制を整備している（衛生管理者、産業医等）。 常時使用する労働者が 50 人以上の場合は、衛生管理者及び産業医の選任義務がある。	・労働安全衛生法第 3 章	はい・いいえ
健康診断	10	毎年定期的、かつ、採用時に健康診断を実施している。 また、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、必要な措置を講じている。	・労働安全衛生法第 66 条、第 66 条の 4 及び第 66 条の 5 ・労働安全衛生規則第 43 条及び第 44 条	はい・いいえ
安全教育	11	安全管理者等に対し、安全教育の実施等をしている。	労働安全衛生法第 19 条の 2 第 1 項	はい・いいえ

ウ 社会保険に関する事項

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
社会保険	12	労働保険及び社会保険の加入手続を適正に行っている。	健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法	はい・いいえ
	13	建設業退職金共済制度に加入している旨の標識を工事現場の見やすい場所に掲示し、かつ、労働者が従事した日数に応じた共済証紙を労働者の共済手帳に貼っている。 （建設業退職金共済制度に加入していない場合は、対象外に○）	・中小企業退職金共済法第 44 条 ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針	はい・いいえ 対象外

エ 本契約の一部について、下請負を行う場合における下請負先への要請

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
下請負先への要請	14	当該建設工事における施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲示し、区にも提出している。 (下請契約を行っていない場合は、対象外に○)	・建設業法第24条の8第4項 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項	はい・いいえ 対象外
	15	下請負先との契約において、市場価格と照らし合わせて適正な金額で契約している。 (下請契約を行っていない場合は、対象外に○)	建設業法第19条の3	はい・いいえ 対象外
	16	下請負先の労働者に労働報酬下限額以上の報酬が支払われるよう、当該下請負先に要請等を行っている。 (下請契約を行っていない場合は、対象外に○)	江戸川区公契約条例第22条	はい・いいえ 対象外

オ 労働環境等を更に向上させる取組

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
ワークライフバランス	17	休暇取得促進、育児・介護休業、勤務時間短縮制度等の措置を講じている。	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	はい・いいえ

【特記事項】(確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入してください。)

確認事項番号	「いいえ」と回答した場合の理由、改善予定等

区使用欄

管理 No	< 確認欄 >	担当者	担当係長	担当課長	備考

第2号様式（第3条関係）

労働環境等確認報告書（委託・指定管理協定）

年 月 日

江戸川区長 殿

江戸川区公契約条例第22条第3号の規定に基づき、次の事項を確認の上、この報告書を提出します。

なお、江戸川区公契約条例、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、良好な品質をもって業務を履行するとともに、当該業務に従事する労働者等の適正な労働環境等を確保します。

所在地：

名称：

代表者の職・氏名：

印

連絡先電話番号：

担当者：

契約（委託・指定管理協定）件名

ア 労働条件に関する事項

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
就業規則	1	就業規則を法令に準じて適正に作成し、労働基準監督署に届出をしている。 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、作成及び届出が必要 (10人未満の場合は、対象外に○)	労働基準法第89条	はい・いいえ 対象外
	2	労働者に対して、就業規則等を周知している (作業場の見やすい場所に掲示、書面にて交付等)。	・労働基準法第106条第1項 ・労働基準法施行規則第52条の2	はい・いいえ
労働条件の明示	3	労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示している(就業規則の提示、労働条件通知書の交付等)。	・労働基準法第15条第1項 ・労働基準法施行規則第5条第1項及び第4項	はい・いいえ
労働時間等	4	労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働並びに年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。	労働基準法第32条から第39条まで	はい・いいえ
帳簿	5	法定帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を適正な記載事項で整備し、適正な期間保存している。	労働基準法第107条から第109条まで	はい・いいえ

賃 金	6	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金（法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支払っている。	・労働基準法第 37 条第 1 項及び第 4 項並びに第 108 条 ・労働基準法施行規則第 19 条	はい・いいえ
	7	賃金について通貨で直接又は口座振込等の確実な方法により、全額を毎月 1 回以上、一定の期日を定めて支払っている。	労働基準法第 24 条	はい・いいえ
	8	江戸川区長が告示した労働報酬下限額以上の賃金等を支払っている。	江戸川区公契約条例第 22 条	はい・いいえ

イ 安全衛生に関する事項

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
安全衛生管理体制	9	事業場の業種及び規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制を整備している（衛生管理者、産業医等）。 常時使用する労働者が 50 人以上の場合は、衛生管理者及び産業医の選任義務がある。	・労働安全衛生法第 3 章	はい・いいえ
健康診断	10	毎年定期的、かつ、採用時に健康診断を実施している。 また、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、必要な措置を講じている。	・労働安全衛生法第 66 条、第 66 条の 4 及び第 66 条の 5 ・労働安全衛生規則第 43 条及び第 44 条	はい・いいえ
安全教育	11	安全管理者等に対し、安全教育の実施等をしている。	労働安全衛生法第 19 条の 2 第 1 項	はい・いいえ

ウ 社会保険に関する事項

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
社会保険	12	労働保険及び社会保険の加入手続を適正に行っている。	健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法	はい・いいえ

エ 本契約の一部について、再委託を行う場合における再委託先への要請

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
再委託先への要請	13	再委託先との契約において、市場価格と照らし合わせて適正な金額で契約している。 (再委託を行っていない場合は、対象外に○)	江戸川区公契約条例第11条	はい・いいえ 対象外
	14	再委託先の労働者に労働報酬下限額以上の報酬が支払われるよう、当該再委託先に要請等を行っている。 (再委託を行っていない場合は、対象外に○)	江戸川区公契約条例第22条	はい・いいえ 対象外

オ 労働環境を更に向上させる取組

確認項目	確認事項		根拠法令等	回答
ワークライフバランス	15	休暇取得促進、育児・介護休業、勤務時間短縮制度等の措置を講じている。	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	はい・いいえ

【特記事項】(確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入してください。)

確認事項番号	「いいえ」と回答した場合の理由、改善予定等

区使用欄

管理 No	< 確認欄 >	担当者	担当係長	担当課長	備 考

第 3 号様式（第 4 条関係）

（表）

5.5 センチメートル	第 号
	身分証明書
	職名 氏名
	上記の者は、江戸川区公契約条例第 25 条第 1 項及び第 2 項の 規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。
	年 月 日発行
	江戸川区長
	9.1 センチメートル

（裏）

江戸川区公契約条例（抜粋）
（報告の要求等及び立入調査）
第 25 条 区長は、第 23 条の規定による申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、検査、質問その他必要な調査をさせることができる。
2 区長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注関係者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、検査、質問その他必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。
3 前 2 項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
4 第 1 項又は第 2 項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

江戸川区労働報酬等審議会運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、江戸川区公契約条例（平成22年3月江戸川区条例第1号。以下「条例」という。）

第42条の規定に基づき、江戸川区労働報酬等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（所掌事項）

第3条 審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じて調査審議し、答申する。

- （1）条例第21条の規定による労働報酬下限額
- （2）前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（委員の数）

第4条 審議会の委員の数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）学識経験者 2名以内
- （2）事業者 2名以内
- （3）労働者 2名以内

（会議の公開等）

第5条 審議会の会議は、非公開とする。ただし、議事の要旨については、速やかに公表する。

2 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、当該答申の内容を公表する。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、総務部契約課契約係において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

江戸川区公契約条例に基づく労働環境等の確認に関する特記事項

本特記事項は、江戸川区公契約条例及び江戸川区公契約条例施行規則に基づき定めるものとする。

(受注者等の定義)

第1条 本特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 受注者 江戸川区「以下「区」という。」と本契約を締結する者をいう。

(2) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他の区以外の者から本契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき、受注者又はアに掲げる者に対して次号アに掲げる者を派遣する者

(3) 労働者等 次に掲げる者をいう。ただし、江戸川区長（以下「区長」という。）が別に定める者を除く。

ア 受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）に雇用され、専ら本契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに掲げる者との請負契約又は委託契約により本契約に係る業務に従事する者

(労働関係法令の遵守)

第2条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守し、労働者の労働環境等を確保しなければならない。

(賃金の支払)

第3条 受注者は、労働者等に対し、区長が定める労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならない。

（受注者の連帯責任）

第4条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬の額が、労働報酬下限額未満のときは、当該労働者等に対し、連帯して、当該報酬の額と労働報酬下限額との差額に相当する額を支払わなければならない。

（労働環境等の確認）

第5条 受注者は、労働環境等確認報告書を作成し、区へ提出しなければならない。

2 受注者は、報告内容に変更が生じた場合は、速やかに内容を変更した労働環境等確認報告書を区へ提出しなければならない。

（労働者等への周知）

第6条 受注者は、次に掲げる事項を本契約に係る業務を実施する場所の見やすい箇所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を交付すること等により、労働者等に周知しなければならない。

（1）この条例の適用を受ける労働者等の適用の範囲

（2）労働報酬下限額

（3）条例第23条の規定による申出をする場合の申出先

（4）前号の申出をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。

（不利益な取扱いの禁止）

第7条 受注者等は、前条の規定による申出があったときは、当該申出をした労働者等に対し、誠実に対応するとともに、当該申出を理由に、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（受注関係者との契約）

第8条 受注者は、本契約の履行にあたって、受注関係者と契約を締結する場合、受注者関係者が労働者等に対して労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと、及び次条第1項による区長からの求めに応じるよう努めることについて合意を得ること。

（報告の要求等及び立入調査）

第9条 区長は、労働者等から申出を受け、その申出の事実を確認するため必要がある場合、又は労働環境等を確認するため必要がある場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区の職員に受注者の事業所等に立ち入らせ、検査、質問その他必要な調査をさせることができる。

2 区長は、前項の規定により立入調査をする場合において、必要があると認めるときは、受注関係者に協力を求めることができる。

3 受注者は、第1項の規定による報告の求め若しくは資料の提出又は立入調査に応じなければならない。

（是正措置）

第10条 区長は、前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者等が条例に違反していると認めるときは、受注者に対し是正措置を講ずるよう求めるものとする。

2 前項の規定により是正措置を講ずるよう求められた受注者は、速やかに是正措置を講ずるとともに、区長が指定する期日までに当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

（契約の解除）

第11条 区は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除し、又は江戸川区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止措置を行うことができる。

（1）第9条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対し答弁しないとき。

（2）前条第1項に規定する措置を正当な理由なく講じないとき又は同条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

（公表）

第12条 区は、前条の規定により本契約を解除したときは、その旨を公表する。

（損害賠償）

第13条 区は、受注者に対し、第11条の規定による解除により生じた損害の賠償を請求することができる。

2 区は、第11条の規定による解除により受注者等に生じた損害を賠償する責任を負わない。

令和 7 年度労働報酬下限額について

1. 工事請負契約

(単位：円 / 1 日当たり)

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	26,910	27	普通船員	27,720
2	普通作業員	24,120	28	潜水土	44,910
3	軽作業員	16,650	29	潜水連絡員	32,850
4	造園工	24,390	30	潜水送気員	31,860
5	法面工	30,060	31	山林砂防工	28,890
6	とび工	29,610	32	軌道工	51,660
7	石工	29,520	33	型わく工	28,530
8	ブロック工	27,450	34	大工	27,360
9	電工	29,340	35	左官	29,700
10	鉄筋工	29,340	36	配管工	25,740
11	鉄骨工	26,640	37	はつり工	27,090
12	塗装工	31,050	38	防水工	32,490
13	溶接工	33,300	39	板金工	30,780
14	運転手(特殊)	27,450	40	タイル工	24,390
15	運転手(一般)	22,860	41	サッシ工	28,890
16	潜かん工	33,300	42	屋根ふき工	30,510
17	潜かん世話役	39,870	43	内装工	29,700
18	さく岩工	35,640	44	ガラス工	28,440
19	トンネル特殊工	32,220	45	建具工	25,635
20	トンネル作業員	27,900	46	ダクト工	26,640
21	トンネル世話役	36,450	47	保温工	24,930
22	橋りょう特殊工	31,320	48	建築ブロック工	26,448
23	橋りょう塗装工	31,950	49	設備機械工	25,200
24	橋りょう世話役	36,540	50	交通誘導警備員 A	18,180
25	土木一般世話役	29,160	51	交通誘導警備員 B	15,840
26	高級船員	34,380			

ただし、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者として取り扱う者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者等の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、1 日当たり 12,950 円とする。

2. 業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	1 時間当たり 1,350 円
---------	-----------------

ただし、江戸川区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額に関わらず、各施設が所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とする。